

件名：不育症治療費助成事業を開始しました

- 1 目的 妊娠はできるが、何らかの原因で流産や死産、新生児死亡等を繰り返してしまう事を「不育症」と呼ぶ。この不育症の治療を受けて、子供を望む夫婦の妊娠・出産をサポートすることを目的に、その治療費の一部を助成する。
- 2 内容 不育症と診断され、医師が必要と認めた一連の検査及び治療について、その治療費の1／2（上限30万円）を助成する。
- 3 事業の概要
 - 助成を受けられる要件
 渋川市内に住所を有する人で不育症治療を受けている夫婦
 医療保険加入者
 市税の滞納がないこと
 - 対象となる治療
 不育症と診断され医師が必要と認めた検査及び治療
 医療保険適用・適用外とも対象とする
 ※食事代、文書料、差額ベッド代、交通費等は対象外
 - 申請時期
 一連の治療を1回とし、治療が終わってから申請を行う。
 ※一連の治療の具体例
 - ・不育症の検査のみ
 - ・不育症の検査を受け、治療を開始し、出産（又は流産・死産）する前まで
 - ・不育症の治療を開始し、出産（又は流産・死産）する前まで
 - 助成額・回数
 治療費の1／2を助成金として交付
 1回の申請で上限30万円
 1夫婦につき通算5回を上限。
 - 申請期限
 申請期限は、治療が終了した日の属する年度の末日

(参考) 広報しぶかわ4月15日号とホームページに掲載しました